

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月24日（金）午後1時30分から午後2時40分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾
主 任 石 川 諒 太 （書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、10月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	1番 石井康三委員、2番 川野辺辰美委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は塩原推進委員より出されております。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
事務局	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号342号ですが、譲渡人は農業経営の縮小のため譲受人へ
	売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から約200mに位置して
	います。申請事由も農業経営拡張であり、問題ないと思われます。
	受付番号343号ですが、譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、
	遠方に居住しており耕作が困難であるため、譲受人へ売買を行うもの
	です。申請地は譲受人の自宅に隣接しています。申請事由も自家消費
5番	野菜作付のため、問題ないと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
	と思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して
	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	受付番号342号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
9番	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
	受付番号343号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。

	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成
	の委員は「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告
	をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号344号は、自己用住宅の拡張を行うものです。
	今般、申請人が所有する土地を調べたところ、既に宅地として利用して
	いる部分の一部に農地があることが分かりました。さらに調べたところ
	昭和45年以前から既に宅地利用していたことも判明したため申請を
	行うものです。
	農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種
	農地」と判断しました。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの
	確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	受付番号344号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	本件土地について、昭和45年当時の航空写真を確認しても、宅内林
	と一部建築物が建っており、現在も、本件敷地全体を宅地として使用
	していることから、敷地拡張を希望するものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。 (議案第３号) 引き続き、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付番号３４６号は、太陽光発電施設を設けるものです。 譲受人は、主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量が確保でき、既存電柱の利用による負担金の節約、整地費用が安価である等の条件を満たしているため、本申請を行うものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。 受付番号３４７号は、自己用住宅を設けるものです。 譲受人は、現在実家に居住していますが、子供が大きくなり手狭になってきたため住宅を建設することを決めました。親戚の住む羽生市で条件の合う場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。 受付番号３４８号は、自己用住宅を設けるものです。 譲受人は現在、市内の借家に居住していますが、手狭になってきたため住宅の建築を考えました。そこで土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。 受付番号３４９号は、自己用住宅の拡張を行うものです。 譲受人は、申請地の隣接地に居住しています。今般、物置小屋を設けようとして計画しましたが、既存の宅地に設置する余裕がありませんでした。そこで、既存の駐車スペースを物置小屋の設置スペースに転用し、これに伴い不足することになる駐車スペースを本申請地に設けるために申請を行うものです。 農地の区分につきましては、生産力の高い概ね１０ha以上の集団農地

の区域内にある農地で「第１種農地」と判断しました。
第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農地法施行規則第３５条第５号に規定する「既存の施設の拡張」の例外に該当するものであり、許可相当になるものと思われます。
受付番号３５０号は、駐車場を設けるものです。
譲受人は市内で福祉施設を運営しています。当該施設の一部が河川用地として買収されたことにより、駐車場が不足している事態が続いていました。今般、譲渡人から駐車場用地として承諾を得ることができたため、本申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。
受付番号３５１号は、今年８月の定例会で審査を行ったものと同一になります。８月の定例会後、申請内容の一部に不備があったことから、一旦取下げ、再度申請を行うものです。
譲受人は現在、市外に居住していますが借家であるため、実家のすぐ近くにある母の所有する農地に自己用住宅を建築するものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。
受付番号３５２号は、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は、主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量が確保でき、既存電柱の利用による負担金の節約、整地費用が安価である等の条件を満たしているため、本申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。
受付番号３５３号は、駐車場と資材置場を設けるものです。
譲受人は、市内で倉庫業を行っている法人です。近年の従業員増加に伴い既存の駐車場が不足しており、また、倉庫が満床となったことによる資材置場を設ける必要があります。今般、隣接する本申請地が使用できるようになったため、申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね１０ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第１種農地」と判断しました。
第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農地法施行規則第３５条第５号に規定する「既存の施設の拡張」の例外に該当するものであり、許可相当になるものと思われます。
受付番号３５７号は、先月の定例会にて、一度審査を行った案件と同様のものです。先月の定例会後、申請内容の一部に不備があったことから一旦取下げ、再度申請を行うものです。本案件は駐車場を設けるものです。
譲受人は市外でリサイクル業を行っていますが、新規事業として中古自動車販売やレンタカー事業を行うことを検討しています。今般、当事業を行うために土地を探したところ、宅地を含んだ本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね１０ヘクタール以上の

	集団農地の区域内にある農地で「第１種農地」と判断しました。 第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農地法施行令第４条第１項第２号ニに規定する「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するもの」の例外規定に該当するため、許可相当になるものと思われます。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
８番	受付番号３４６号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約、整地費用といった条件を満たしております。 また、所有者も、現在休耕中であり利用計画のない土地を有効利用したいと考えており、申請地に太陽光発電施設を設置して有効利用したいと考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
２番	受付番号３４７号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、実家に家族と住んでおりますが、子どもが大きくなり手狭になったので専用住宅の建築を決めました。親戚が市内に住んでおり、週末にショッピングモールに出かけることも多いのでその近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、範囲を市街化調整区域に広げたところ申請地を見つけ申請するものです。近隣に小学校もあり、将来、何かと便利なところであると考えております。 続きまして、受付番号３４８号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、借家に家族と住んでおりますが、荷物が増え、手狭になり、住宅を建設できる場所を探しておりました。市街化区域は地代が高価であったため断念するしかなく、知人の紹介で申請地を見つけました。 多少交通量は多いですが、歩道も整備される計画があると聞き、安心して暮らすことができると考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

10番	受付番号349号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、車両の出入り通路として利用しておりますが、道路の幅員の都合上、対向車とのすれ違いや、車の転回等が難しく、日常生活で困っております。また、宅地南側のカーポートの場所についても、居宅の収納スペースが乏しく、物置場を設けようと、以前から考えており、その代わりの場所として、申請地を駐車場として利用するために申請に至ったものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
3番	受付番号350号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 旧施設が利根川堤防強化事業で買収となり、特に職員駐車場の買収がなされたことや、施設職員の増加により、職員の駐車場が不足したために、申請に至ったものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
1番	受付番号351号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、借家住まいです。申請地は実家の目の前で親元に近く、また勤務先にも近く、現在から将来にわたり、両親の手伝い、後々必要になる介護や不測の事態を見据えたときにとっても便利土地と考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
11番	受付番号352号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。

	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
9 番	受付番号 3 5 3 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	市内に本社を構え倉庫業を行っております。近年、従業員数やスポットアルバイトの増加に伴い、既存の敷地内駐車場は不足しており、そのため、駐車場の増設の急務となっております。また、倉庫が満床となり資材置場を拡張する必要があります。また、申請地は、敷地の隣地に位置しており、一体的な利用が可能な土地であり、本申請地の活用が最も合理的であると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
5 番	受付番号 3 5 7 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	以前より中古車販売業、レンタカー業をしたいと考えておりましたが条件に合う土地が見つからない状況であったところ、申請地を使ってもよいという話が出たため、申請するものです。既存建物を取り壊す予定はなく、そのまま利用することを考えており、増築も考えておりませんので、周囲の営農に関する影響はないと考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
5 番	受付番号 3 5 7 号について、先月も申請のあった案件だと思うのですがどうして 2 筆しか駄目なのか、3 筆だと許可が下りないのかということについて、譲受人も譲渡人も納得ができないという感じで話されていたのでその辺の内容を教えてください。
事務局	まず受付番号 3 5 7 号の案件は確かに先月は 3 筆、今月は 2 筆ということで 1 筆減っている形での申請になっています。その理由といたしましては、結論から申し上げますと許可権限があります加須農林振興センターから指導によるもので、補正の段階の中で 3 筆ではなくて 2 筆でもう 1 回申請し直すようにという指導があった結果です。
5 番	このようなことは譲受人や譲渡人に連絡はしないのですか。
事務局	代理人を通して話はいっているかとは思われます。
5 番	何筆まで申請できるかというような決まりはあるのですか。譲受人もいつまでに転用ができるのか目途が立たないと困ると話しています。
事務局	今回の申請地が、農地の種別でいうと 1 種農地になりまして、仮に
	今回の場所が 2 種農地であれば、1 回で全て申請という可能性はあった

	かと思うのですが、1種農地の基準に合わせるために分割して何度かに分けて拡張という計画になっております。そのため、1回の申請では転用可能な面積の上限を超えてしまい、2筆での申請となっております。
議 長	(質疑終了)
(議案第4号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。
	受付番号354号は、令和7年9月1日付け、指令加農振第5－81号で既に太陽光発電施設敷として許可が出ている土地になります。
	今回、ソーラーパネルの配置計画が許可当初の内容と異なることになったことから、申請を行うものです。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
3 番	受付番号354号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、本案件は、令和7年9月1日付で太陽光発電設備用地として農地法第5条の規定による許可を受けております。境界周囲に太陽光パネルの設置が困難な法面があり、パネルを設置する範囲を縮小するため、パネルの種類を変更するとのことです。また、隣地家屋のパネルの反射光を配慮するためパネルの方位の調整と、隣地への雨水流出防止としてあぜ板を設置するものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。

	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷 1 0 件でございました。
	報告事項 2 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第 5 条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行ったものになります。1 件でございました。
	報告事項 3 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。7 件でございました。
	報告事項 4 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました 9 月分でございます。4 条が 3 件、5 条が 1 7 件ございました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	今月の相談会の担当委員は、澁澤吉明委員、今西推進委員となります。
	日程は 1 0 月 3 0 日木曜日の午後 1 時 3 0 分となっております。
	当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	来月 1 1 月の定例農業委員会の日程でございますが、1 1 月 2 5 日火曜日午後 1 時 3 0 分を予定させていただきます。会議室は、3 0 2 会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。	
令和 7 年 1 0 月 2 4 日	
会 長 _____	
署名委員 _____	
署名委員 _____	